

Discrimination Complaint/Grievance Procedure

地区の非差別政策の解釈または適用に関する苦情は、以下の手順に従って処理されなければならない。

非公式手続き

差別を受けたと感じる人は、建物の主/部門管理者と話し合っ、その苦情を調査し、校内 5 日以内に苦情申立てに回答する必要があります。この返答が申立人に受け入れられない場合、彼/彼女は正式な手続きを開始することができます。

建物の主体者/部門管理者が苦情の対象である場合、個人は人事部の管理者に直接苦情を提出することができます。監督が苦情の対象である場合、苦情は理事会の議長に提出されることがあります。

公式手続き

- Step 1: 書面による苦情は、非公式の苦情への回答を受領してから [5] 学校日以内に、建物の主体/部門管理者に提出しなければなりません。建物の主体/部門管理者は、苦情のメリットをさらに調査し、決定し、もしあれば取るべき措置を決定し、[10] 学期中に申立人に書面で返答しなければならない。
- Step 2: 申立人が主/部門の監督者の決定に異議を申し立てたい場合は、建物の主体者/部門責任者からの苦情への対応を受領してから [5] 日以内にヒューマンリソース管理者に書面による控訴を提出することができます。人的資源管理者は、必要に応じて関係するすべての当事者と会い、決定を下し、申立人に [10] 学業日以内に書面で応答しなければならない。
- Step 3: 申立人がヒューマンリソース管理者の決定に異議を申し立てたい場合は、ヒューマンリソース管理者からの苦情への回答を受領してから [5] 授業日以内に監督に書面による控訴を提出することができます。教育監督者は、必要に応じて関係するすべての当事者と会い、決定を下し、書面で申請者に [10] 学校日以内に応答しなければならない。
- Step 4: 申立人が教育監督者の決定に満足していない場合は、ステップ 3 への教育監督者の応答を受領してから 5 日以内に、教育委員会に書面による控訴を提出することができます。次回の定期または特別取締役会において関係当事者および代表者と会うものとする。理事会の決定書の写しは、本会議の 10 日以内に申立人に送付されるものとする。

申立人が地方の苦情手続を尽くした後に満足しない場合、または 90 日後のいずれか早い時点で苦情が発生した場合は、公的指導監督に書面で異議を申し立てることができます。